

平成27年度第4回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時 平成27年12月17日（木）午後1時30分開会
場 所 小平市役所3階 庁議室
出席者 会長、委員12名（欠席者4名）
議 題 小平市国民健康保険税の税率等改定について
傍聴者 2名

議題 小平市国民健康保険税の税率等改定について

[主な質疑等]

会 長 : 課税限度額の見直しについて。3月末の制度改正だとすると、小平市での課税限度額の改正は、専決で対応せざるを得ないのか。また、課税限度額が国の基準に合わないと、何かペナルティが課されるのか。

事務局 : 協議会の答申の中で判断をいただきたい。その答申によって、市は対応していくことになる。法改正は3月末、所管省庁から政省令の一部改正が出される見込みであるため、市において来年度から対応する場合は専決処分となる。市はこれまで、軽減に関しては被保険者の負担軽減の観点から専決で対応をし、増額については協議会に諮ったうえで1年後の対応としてきたが、税収不足分は、結果として市の持ち出しとなる厳しい状況である。これらを踏まえて審議いただきたい。

委 員 : 税率改定について。A案、B案を試算する前提条件として、1人当たりの法定外繰入を26年度決算もしくは27年度決算見込みとしているが、その間の被用者保険への移行や、後期高齢者医療制度への移行など、できる限りの状況の変化を反映した試算となっているか。この税率改定の経過や背景を知らない人が見た場合、単に法定外繰入額との数字合わせをしていると誤解される懸念がある。

事務局 : 被保険者の減少による保険税の減収の一方で1人あたりの医療費は年々増加している。持続可能な国保運営の維持のために改定が必要であるということ、さらに都道府県化で今後標準的な税率が示された際に、小平市の税率と標準税率との開きが議論になることが予想される。現状ではそのかい離が見えない状況だが、今現在でも赤字が17億円を超えており、今以上の赤字を出さないという前提条件で、A案は平成26年度決算数値、B案は平成27年度決算見込み数値とした。

〔A案（改定率11.3%）・B案（改定率7.2%）に対する委員の意見〕

委員：市税や国保税、今もかなりの負担をしている中で、改定となれば当然のごとく値上げ。しかし、国保の財政状況を維持していくためには仕方ない。個人的には、なるべく負担は少ない方がいいというのが本音でもある。

委員：国保税だけでなく介護保険料等の負担も増えている。負担の少ない（B案）に越したことはない。

委員：本来なら、時代の状況に即した形での改定が望ましいと思うが、A案とB案では、大きな開きがある。個人的感情としてはB案のほうがありがたい。B案で手を打ちながら、多角的に市民の健康を向上させる施策（保健事業）や財源の確保を検討してほしい。

委員：少子高齢化の進展で医療費の増大は、もはや避けられない。かといって1人あたりの負担（税率）がいきなり10%以上（2桁）を超えると、市民理解を得るのは厳しいだろう。B案を採ったうえで、市民への十分な説明と理解を求めてほしい。

委員：A案（11.3%）では皆が納得しないだろうから、B案（7.2%）にならざるを得ないだろう。しかし、B案では赤字が解消されず、財源が不足するものまた事実である。改定の議論も大事だが、未収入の財源もあることにも焦点を当て、税徴収の努力をお願いしたい。また、歳出（医療費）でいえば、重症化することで治療費（医療費）がかかるため、早めの受診や健診をもっと市でアピールすべき。75歳以上の高齢者が医療費の半分を占める現状において、独居高齢者への働きかけを民生委員と連携するなど、大変だと思うがお金をかけずに市のマンパワーを駆使する工夫がほしい。

委員：ずいぶんと赤字が累積している。将来への負担を残すという意味で累積する赤字は少しでも減らすべき。2案のうちではB案にならざるを得ないだろうが、心情的にはA案も検討の余地はある。

委員：税負担は軽い方がいいが、高齢化は避けて通れない。とすれば、平成30年度以降の急激な変化を避ける対策も必要だろう。残薬（薬の飲み残し）は、国全体で475億円という状況である。今後さらにジェネリック医薬品の普及啓発やセルフメディケーション、在宅医療ケアの充実等の対策に力を注いでほしい。

委員：年々赤字が累積していることを危惧している。低所得者への十分なケアができるのであれば、A案もやむなし、と考える。今ここで楽なほう（B案）を採り平成30年度を迎えたときの負担感を非常に心配している。おくすり手帳の重要性や残薬の問題については、小平市でも啓発する策はあるだろう。年末年始（飲酒の機会が増加）、薬の飲み残しが増えそうな時期を捉えた啓発等も考えてみてはどうか。

委員：とても悩ましい。大きな赤字は困るが、現時点ではB案。健康推進員として市民へ

の呼びかけ等、地域へ出る機会が多いが、イベントに参加する（健康を気にする）のは特定の方々といった印象もある。健康推進課は頑張っていると思う。市民皆が元気になれば、将来的には支出が抑えられる。

委員：この先、5年、10年先の状況がはっきり見えない中での判断は非常に難しい。消費税の引き上げも予想され、負担の増加は避けられない厳しい状況でもある。抑えるものは抑える努力をした上で、値上げはやむなし、B案で。

委員：現状ではB案を選択せざるを得ないのではないか。保険者の責務として、今は医療費の適正化が重要な役割だ。重複服薬への対策、ジェネリック医薬品、レセプト点検の強化など、健康寿命の延伸に向けた取り組みである。小平市はすでにデータヘルス事業に取り掛かっているので、これを着々とやっていってほしい。医療費適正化の対を行いながらの値上げであればやむなし。

委員：被保険者の立場では値上げは嫌だが、委員としてやむを得ないという考えである。

会長：皆、改定やむなし、とは言え、改定率については低めに抑えたいというのが大勢の意見である。答申案では、委員の意見を附帯意見として取り入れたい。

課税限度額の改定について。課税限度額については医療保険分52万円、後期高齢者支援金分17万円、介護保険分16万円に引き上げる。さらに、法改正が3月であることを踏まえると、今後は専決処分での対応となり、協議会に諮られるのは事後になる。

次回が答申の予定である。答申書の文案のとりまとめについては、議長一任とし、会議の場で皆様にお示しする。今回は、答申案とその附帯意見について審議し、採決をとる。

以上